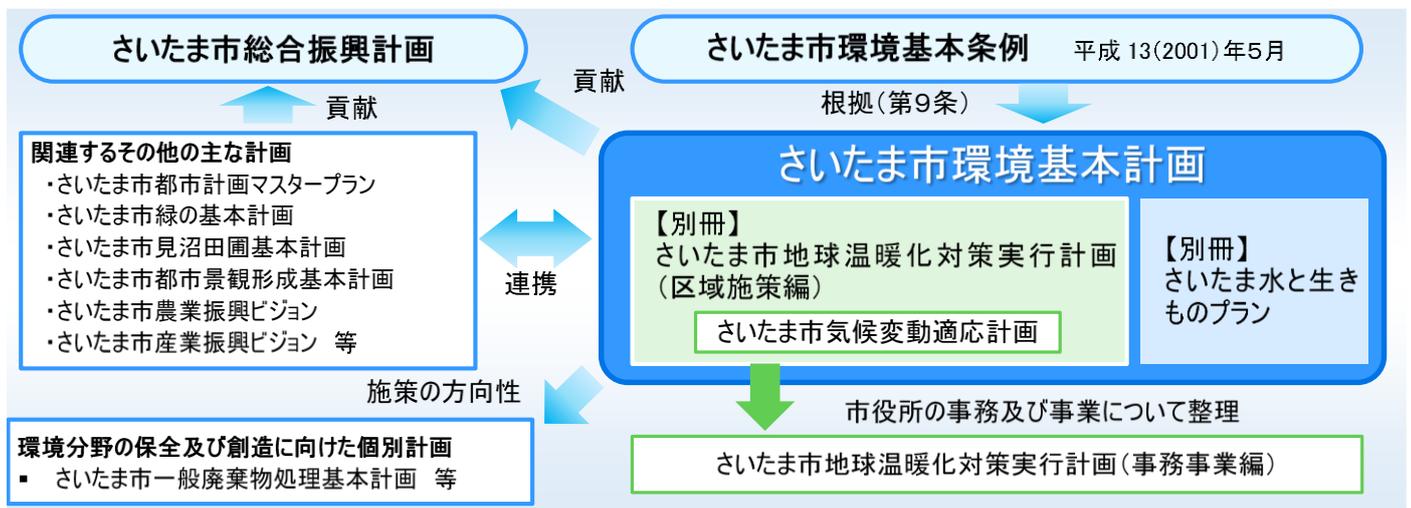


第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

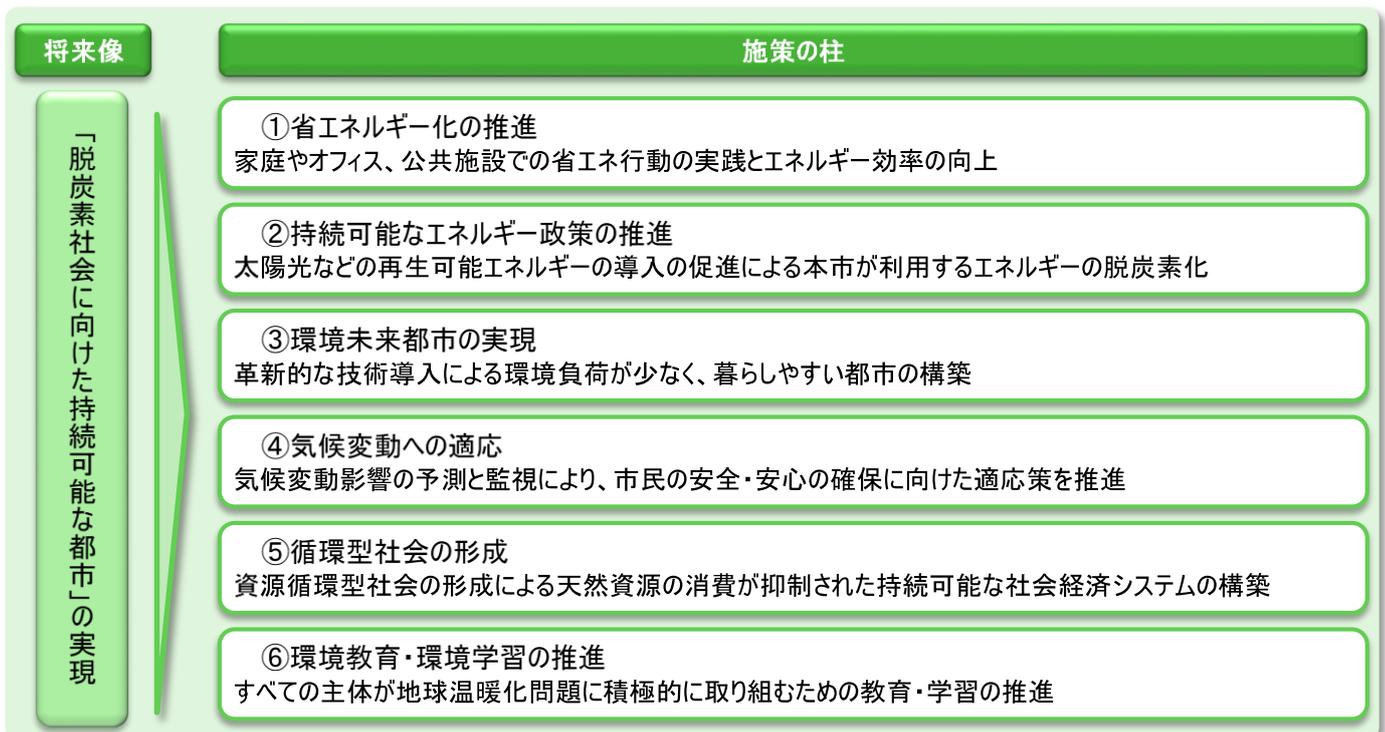
「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条第3項に基づく計画であり、温室効果ガス排出量削減目標と、目標達成のための施策を定めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策に関する施策・取組の詳細を示すものです。

また、第2次計画に掲げる5つの基本目標のひとつ「地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する」の実現に向けた施策の部門別計画に該当しています。そのため、第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における施策や指標は、第2次計画と共有し、一体的に推進しています。

【計画の位置づけ】



【計画の将来像と施策の柱】



[施策体系と環境基本計画との対応]

第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における施策は、以下のとおり第2次計画と対応しており、環境白書においては関連する施策の方向に☀️マークを付けています。

施策の柱	施策の方向	施策	環境基本計画との対応
1 省エネルギー化の推進	1-1 省エネルギー行動の促進	(1) 脱炭素型ライフスタイルの推進 (2) 地球温暖化対策に関する啓発・連携・協働	1-1-1
	1-2 家庭や事業所の省エネルギー化の促進	(1) 家庭への省エネルギー設備・機器の普及促進 (2) 事業所への省エネルギー設備・機器の普及促進	1-1-2
	1-3 市役所における省エネルギー化の推進	(1) 市役所業務における省エネルギーの取組推進 (2) 公共施設の省エネルギー化の推進	1-1-3
2 持続可能なエネルギー政策の推進	2-1 再生可能エネルギー等の利用拡大	(1) 市民による再生可能エネルギー利用促進 (2) 事業者による再生可能エネルギー利用促進 (3) 市役所における再生可能エネルギー等の利用の推進 (4) 水素エネルギーの活用	1-2-1
	2-2 自立・分散型エネルギーシステムの構築	(1) エネルギーの地産地消の推進 (2) エネルギーセキュリティ確保の促進	1-2-2
3 環境未来都市の実現	3-1 エネルギー効率の良いまちづくりの推進	(1) エネルギー効率の良い建築物の普及促進 (2) 地区や街区におけるエネルギーの効率的利用	1-3-1
	3-2 環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進	(1) 歩行者・自転車利用環境の維持・向上 (2) 公共交通利用環境の維持・向上 (3) 自動車利用の抑制と効率化 (4) 次世代自動車の普及促進	1-3-2
	3-3 先進的な技術・サービスの推進	(1) イノベーションによる先進的なまちづくりの推進 (2) エネルギー関連ビジネスの促進	1-3-3
4 気候変動への適応	4-1 農業及び自然環境への影響に関する対策の推進	(1) 農業に係る対策 (2) 水環境に係る対策 (3) 生態系に係る対策	1-4-1
	4-2 自然災害対策の推進	(1) 洪水、内水、土砂災害への対策	1-4-2
	4-3 市民生活や健康への影響に関する対策の推進	(1) 暑熱対策 (2) 熱中症対策 (3) 感染症対策	1-4-3
	4-4 広域的な連携の推進	(1) 広域的な連携による取組の推進 (2) 多様な主体との連携による取組の推進	1-4-4
5 循環型社会の形成	5-1 3Rの推進による廃棄物の減量	(1) ごみの発生抑制・再使用(リデュース・リユース)の推進 (2) 資源回収及び再生利用(リサイクル)の推進 (3) 3Rの意識啓発 (4) 産業廃棄物の3Rの推進	2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-1-4
	5-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進	(1) 廃棄物の循環利用の推進 (2) 計画的な施設の整備・更新	2-2-2 2-2-3
6 環境教育・環境学習の推進	6-1 環境教育・環境保全活動等の推進	(1) 環境教育の推進	5-1-1
		(2) 環境学習の推進	5-1-2
		(3) 環境活動の促進	5-2

取組の紹介

第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進体制について

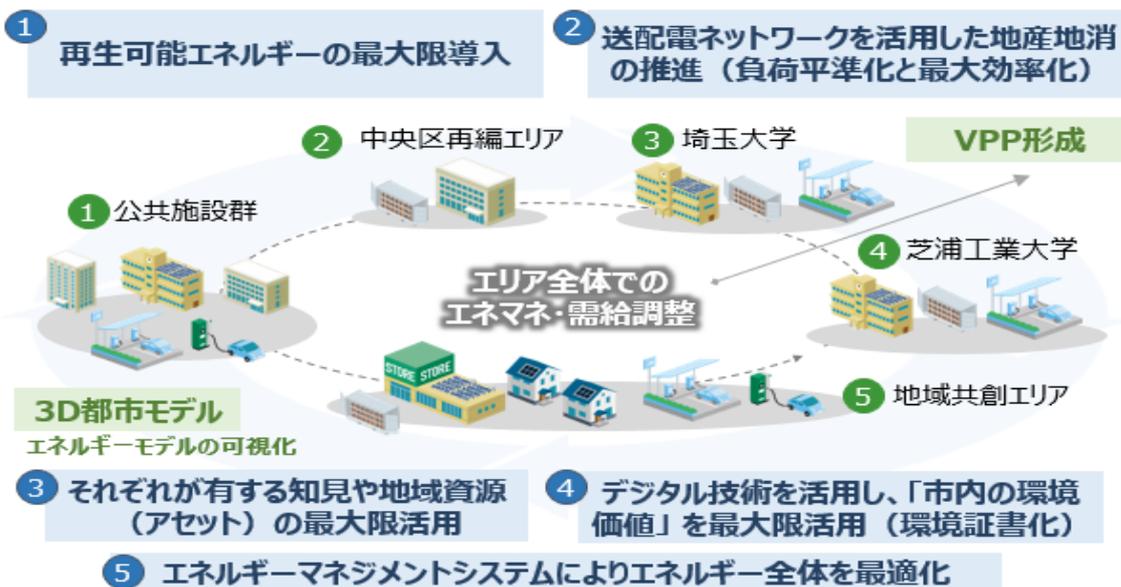
本計画は、市民、事業者、学校、行政を始めとする、本市に集うすべての人による取組のもとで推進しています。

計画の着実かつ効果的な推進に向け、庁内の委員会（地球温暖化対策推進委員会）や市民、事業者及び行政の協働の下の組織体である「さいたま市地球温暖化対策地域協議会」などの計画推進体制により、市民や事業者の取組の促進や計画の進行管理を行っています。

計画の主な取組

令和3年6月に開催された「国・地方脱炭素実現会議」において、再生可能エネルギー等の最大化・加速化を図るロードマップが策定され、その中で2030年度までに100箇所の「脱炭素先行地域」を作ることが明記されました。

本市では、埼玉大学、芝浦工業大学、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社の4者で「さいたま発の公民学によるグリーン共創モデル」をコンセプトに共同提案を行い、令和4年4月に全国で初めてとなる第1回「脱炭素先行地域」の一つとして選定されました。本事業に基づき、市域への太陽光発電設備や蓄電池等の普及拡大を図るとともに、ごみ焼却施設で発電したグリーン電力を公共施設で有効活用する「エネルギーの地産地消」を推進しています。今後、こうした取組の実施により、各地域が地域資源を最大限活用しながら、自立分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し支えあう「地域循環共生圏」を構築し、ゼロカーボンシティの実現を目指します。



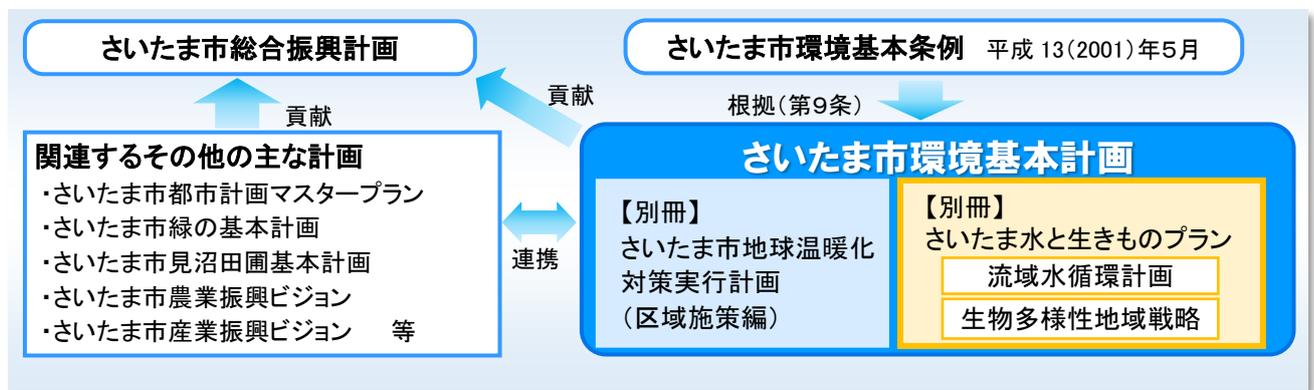
【さいたま市発の公民学によるグリーン共創モデル事業全体イメージ】

さいたま水と生きものプランについて

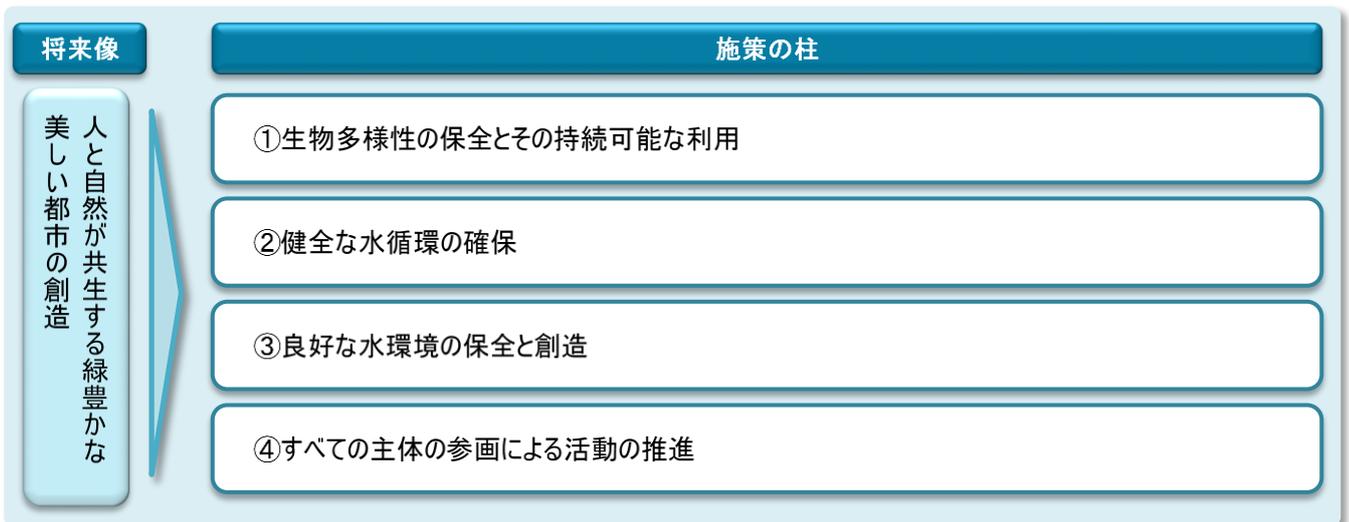
さいたま水と生きものプランは、国が令和2年6月に策定した「水循環基本計画」に基づく「流域水循環計画」の1つに該当する「さいたま市水環境プラン」を継承するとともに、生物多様性基本法第13条に規定する「生物多様性地域戦略」に相当するものです。

また、第2次計画に記載された内容のうち、水環境及び生物多様性に係る施策を再編し、生物多様性の保全と健全な水循環の確保及び良好な水環境の保全に係る取組を一体的に推進するものです。そのため、さいたま水と生きものプランにおける施策や指標は、第2次計画と共有し、一体的に推進しています。

[計画の位置づけ]



[計画の将来像と施策の柱]



[施策体系と環境基本計画との対応]

さいたま水と生きものプランにおける施策は、以下のとおり第2次計画と対応しており、環境白書においては関連する施策の方向に  マークを付けています。

施策の柱	施策の方向	施策	環境基本計画との対応	
1 生物多様性の保全とその持続可能な利用	1-1 重要拠点の保全	① 生物多様性の現状把握 ② 見沼田圃等の拠点となる地域の保全	3-1-1	
	1-2 エコロジカル・ネットワークの形成	① 里やま等の保全と再生 ② 公園等における生物多様性の保全	3-1-2	
		③ 農地の保全 ④ 身近な緑づくり ⑤ エコロジカル・ネットワークの形成	3-2-1	
			3-2-2	
			3-1-2	
			3-1-3	
	1-3 外来生物対策	① 外来生物、有害鳥獣等に関する適切な対応の推進	3-1-3	
	1-4 地球温暖化対策	① 気候変動への適応	1-4	
	1-5 生物多様性の理解	① 生物多様性の理解の促進 ② 生物多様性の保全に向けた協働	3-1-4	
	2 健全な水循環の確保	2-1 地下水の涵養	① 水循環の健全化 ② 緑の保全と育成 ③ 持続可能な農地の利用 ④ 水資源の有効利用の促進	3-3-1
2-2 湧水の維持と復活			① 定期的な河川流量や地下水揚水量等の調査 ② 湧水の維持と復活	3-3-2
			2-3 自然災害による被害の防止	① ハザードマップ等防災対策の推進 ② 氾濫危険個所の確認と避難所の整備
3-1 水質の保全				① 水質の改善に係る事業・施設整備の推進 ② 土壌・地下水汚染対策の推進 ③ 定期的な水質調査・監視の充実 ④ 水質に係る調査研究、広域連携等の推進 ⑤ 水環境・水資源(公共下水道の整備・適切な維持管理)
			① 自然的な水辺の保全 ② 水辺の整備、創出	4-2-2
3 良好な水環境の保全と創造		3-2 水辺の整備	③ 水と緑の保全活動の促進	4-2-3
			4-2-4	
			4-2-1	
3-3 水質保全に向けた理解と協働	① 水環境に係わる歴史文化の継承 ② 水に関する教育と学習機会の確保 ③ 水と緑の保全活動の促進	3-3-3		
		3-3-4		
4 すべての主体の参画による活動の推進	4-1 環境教育・環境学習の推進	① 学校における環境教育の支援 ② 学校における環境活動の促進 ③ 環境学習の支援 ④ 環境学習情報の発信	5-1	
		4-2 環境保全活動の促進	① 環境活動の普及啓発 ② 市民・団体等の活動への支援 ③ 事業者の環境配慮の促進 ④ 連携・協働の推進	5-2

取組の紹介

さいたま水と生きものプランの推進体制について

本計画では、目標の達成に向けた施策の実施状況の調査、達成状況の評価を行うために、水環境・生物多様性関連各課から構成する「さいたま水と生きものプラン推進庁内検討委員会」を設置し、目標の達成に向けた施策の実施状況の調査、達成状況の評価を行っております。

プランにおける各指標の進捗状況

1 生物多様性の保全とその持続可能な利用

施策の方向	目標管理指標				
	目標管理指標項目	実績値 (令和元年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
1-1 重要拠点の保全	生きもの調査実施回数	年 86 回	160 回	年 90 回	年 100 回
1-2 エコロジカル・ネットワークの形成	オープン型緑地の整備率	85%	88.8%	90%	※
1-3 外来生物対策	特定外来生物（アライグマ等）捕獲数	434 頭	756 頭	延べ 2,300 頭	※
1-4 地球温暖化対策	適応策に資する事業数	18	20 (R3 年度実績)	23	28
1-5 生物多様性の理解	自然観察会等に参加して生物多様性について理解した参加者の割合	27%	45%	67%	87%

※令和7年度の実績に基づき検討

2 健全な水循環の確保

施策の方向	目標管理指標				
	目標管理指標項目	実績値 (令和元年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
2-1 地下水の涵養	雨水貯留タンク設置容量	15,290L	17,566L	5年で 85,000L 増	10年で 170,000L 増
2-2 湧水の維持や復活	地盤沈下単年度沈下量 2cm 以上の面積	0m ²	0m ²	0m ²	0m ²
2-3 自然災害による被害の防止	下水道浸水対策における整備促進エリアの対策完了数	3 箇所	3 箇所	5年で 1 箇所	※

※令和7年度の実績に基づき検討

3 良好な水環境の保全と創造

施策の方向	目標管理指標				
	目標管理指標項目	実績値 (令和元年度)	実績値 (令和4年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
3-1 水質の保全	下水道普及率	93.6%	95.4%	95.4%	※
3-2 水辺の整備	秋葉の森総合公園南工区の整備の推進	未開設	実施設計及び一部工事着手	整備中	開設
3-3 水質保全に向けた理解と協働	水辺のサポート制度登録団体数	14 団体	17 団体	5年で 8 団体増	10年で 16 団体増

※令和7年度の実績に基づき検討